答弁第一〇二号

内閣衆質一八六第一〇二号

平成二十六年四月十一日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆 議 院 議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政検証と所得代替率に関する再質問に対し、

別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員柿沢未途君提出年金制度の財政検証と所得代替率に関する再質問に対する答弁書

お尋ねの 「平均額」 については、 先の答弁書 (平成二十六年三月二十五日内閣衆質一八六第七八号)三に

ついてでお答えしたとおり、平成二十一年財政検証において試算していないため、 お示しすることは困難で

ある。

また、平成二十一年財政検証において、将来の各年度における年金給付費の総額の推計に当たっては、年

額と標準賞与額の累計等を推計して年金総額を計算したものを合算し、各年度における年金給付費の総額を

金の加入履歴のある者について、

性別、

年齢別及び被保険者期間別に年金額の算定の基礎となる標準報酬

月

計算している。 当該計算を行うコンピュータシステムにおいては、 お尋ねの 「平均額」 を算出するために必

要となる性別及び年齢別の年金額は出力されていないが、 財政検証 に用いられる性別及び年齢別の年 - 金額を

合算した年金給付費の総額は出力される仕組みとなっているため、 財政検証は適正に行われていると考えて

いる。